

自立相談支援事業における令和5年度の実績報告及び令和6年度の進捗状況

項目	令和5年度の実績	令和5年度の実績	令和6年度の実績	令和6年度の進捗（7月末時点）	
周知・啓発	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①就労準備支援事業と協働し、近隣の高校、大学へ訪問し、相談窓口や事業内容の周知に取り組んだ。</p> <p>②赤い羽根共同募金会から助成を受け、「生活相談会」を開催し、食料や日用品提供を併せて実施した。</p> <p>③全戸配布をしている「社協だより」やホームページなどに総合相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知を継続して行った。</p> <p>④関係機関に家計改善支援事業を知ってもらうため、家計改善支援事業担当者と協力して債務整理勉強会を開催した。</p> <p>⑤債務整理の相談や滞納税金・保険料の支払いに同行するなど、関係機関と連携した支援を行った。</p> <p>⑥債権管理課へ協力依頼し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封したことをきっかけに、相談につながる方が増えてきた。</p> <p>⑦総合相談連絡会等で「めーむひろば」での就労体験の周知に取り組んだことで、組合員登録者を一定数確保することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>①家賃滞納などで強制退去を迫られている場合などは、住居の確保をどのようにするか検討が必要。</p> <p>②経済的に不安定な子育て世帯へ支援を届けるため、子ども家庭総合支援担当や教育委員会と連携していく。</p>	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①就労準備支援事業と協働し、近隣の高校、大学へ訪問し、相談窓口や事業内容の周知に取り組んだ。</p> <p>②赤い羽根共同募金会から助成を受け、「生活相談会」を開催し、食料や日用品提供を併せて実施した。</p> <p>③全戸配布をしている「社協だより」やホームページなどに総合相談窓口の案内を掲載し、全市民への周知を継続して行った。</p> <p>④関係機関に家計改善支援事業を知ってもらうため、家計改善支援事業担当者と協力して債務整理勉強会を開催した。</p> <p>⑤債務整理の相談や滞納税金・保険料の支払いに同行するなど、関係機関と連携した支援を行った。</p> <p>⑥債権管理課へ協力依頼し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封したことをきっかけに、相談につながる方が増えてきた。</p> <p>⑦総合相談連絡会等で「めーむひろば」での就労体験の周知に取り組んだことで、組合員登録者を一定数確保することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>①家賃滞納などで強制退去を迫られている場合などは、住居の確保をどのようにするか検討が必要。</p> <p>②経済的に不安定な子育て世帯へ支援を届けるため、子ども家庭総合支援担当や教育委員会と連携していく。</p>	<p>令和6年度の実績</p> <p>①市民、関係機関に向け総合相談窓口の周知を行う。地区福祉委員会、地区福祉委員会正副代表者会などで生活困窮者自立相談支援事業についての周知啓発に取り組む。</p> <p>②生活困窮者支援に関する各事業をまとめた機関誌を作成し、周知を行う。</p> <p>③総務部債権管理課と協力し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封し生活再建の相談窓口の周知を行う。</p> <p>④気づきのポイントチェックシートや総合相談窓口案内チラシを配布し、地域住民や関係機関から相談につながりやすいよう周知する。</p> <p>⑤近隣の高校・大学へ訪問し、卒業生とその家族への相談窓口の周知を行う。</p> <p>⑥生活福祉資金（新型コロナウイルス特例貸付）利用世帯を主な対象に生活相談会を企画する。</p>	<p>令和6年度の進捗（7月末時点）</p> <p>①地区福祉委員会正副代表者会において総合相談窓口の周知に取り組む。</p> <p>②総務部債権管理課と協力し、催告書送付時に相談窓口案内チラシを同封し生活再建の相談窓口の周知を行った。</p>	
家計相談	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①コロナ特例貸付利用世帯で、償還猶予希望者の相談対応時、家計改善支援事業利用を必須とし、家計の見直しプランを作成し継続支援を提供する。</p> <p>②家計改善支援事業と協働し、家計収支表の作成等の家計支援や就労支援を提案する。また、自己破産や債務整理が必要であると思われる場合は、権利擁護支援センター専門相談を活用した支援を提案する。</p> <p>③年金収入と軽労働での収入により生活を維持してきた高齢者からの相談が増加している。家計収支表の作成等の家計支援を提案するとともに、保健センターや高齢者生活支援センターと連携し、健康面のフォローも行う。</p> <p>④福祉を高める運動などで民生委員児童委員へ働きかけ、同行支援や訪問相談対応などを積極的に行う。</p> <p>⑤福祉推進委員に相談窓口の周知を行い、生活に悩みを抱える方に対し、相談窓口の周知をする。</p> <p>⑥世帯の中に支援を必要とする人が複数いるケースが増えている。関係機関と協力して世帯支援を実施する。</p> <p>【課題】</p> <p>①家計に問題があるが見直しには消極的な人は、自立相談支援事業への継続支援には至らず、深刻な状態になることが予想されるため、継続的な周知等が必要である。</p>	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①社協地域福祉係と協力し、民生委員児童委員や福祉推進委員に働きかけ、生活に悩みを抱える方に対し早めの相談を周知するため、相談窓口案内チラシを配布した。</p> <p>②家計に課題のある世帯については、相談対応の初期から家計改善支援員に面談同席してもらうことで、早期に家計収支表作成等に取り組むことができ、早い段階で経済的な生活再建策を提案することができた。</p> <p>③自己破産や債務整理が必要であると思われる場合は、権利擁護支援センター専門相談を活用した支援につなげることで、相談者の生活再建の道筋が見え、見通しを持った家計の見直しに取り組むことができた。</p> <p>④世帯の中に支援を必要とする人が複数いるケースが増加しており、関係機関との協力で世帯支援を行うため、担当者間で顔の見える関係づくりに取り組むことで、連携を深めることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>①家計に問題があるが見直しには消極的な人は、自立相談支援事業への継続支援には至らず、深刻な状態になることが予想されるため、継続的な周知等が必要である。</p>	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①社協地域福祉係と協力し、民生委員児童委員や福祉推進委員に働きかけ、生活に悩みを抱える方に対し早めの相談を周知するため、相談窓口案内チラシを配布した。</p> <p>②家計に課題のある世帯については、相談対応の初期から家計改善支援員に面談同席してもらうことで、早期に家計収支表作成等に取り組むことができ、早い段階で経済的な生活再建策を提案することができた。</p> <p>③自己破産や債務整理が必要であると思われる場合は、権利擁護支援センター専門相談を活用した支援につなげることで、相談者の生活再建の道筋が見え、見通しを持った家計の見直しに取り組むことができた。</p> <p>④世帯の中に支援を必要とする人が複数いるケースが増加しており、関係機関との協力で世帯支援を行うため、担当者間で顔の見える関係づくりに取り組むことで、連携を深めることができた。</p> <p>【課題】</p> <p>①家計に問題があるが見直しには消極的な人は、自立相談支援事業への継続支援には至らず、深刻な状態になることが予想されるため、継続的な周知等が必要である。</p>	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①家計改善支援事業と協働し、家計収支表の作成等の家計支援や就労支援を提案する。また、自己破産や債務整理が必要であると思われる場合は、権利擁護支援センター専門相談を活用した支援を提案する。</p> <p>②「貸付を利用したい」、「生活費が足りない」などの高齢者からの相談が増加している。家計収支表の作成等の家計支援を提案するとともに、保健センターや高齢者生活支援センターと連携し、健康面のフォロー、受診勧奨も行う。</p> <p>③福祉を高める運動などで民生委員児童委員へ働きかけ、同行支援や訪問相談対応などを積極的に行う。</p> <p>④地区福祉委員会で相談窓口の周知を行い、生活に悩みを抱える方に対し、相談窓口の周知をする。</p> <p>⑤世帯の中に支援を必要とする人が複数いるケースが増えている。関係機関と協力して世帯支援を実施する。</p>	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①家計改善支援事業と協働し、家計収支表の作成等の家計支援や就労支援を提案する。また、自己破産や債務整理が必要であると思われる場合は、権利擁護支援センター専門相談を活用した支援を提案する。</p> <p>②「貸付を利用したい」、「生活費が足りない」などの高齢者からの相談が増加している。家計収支表の作成等の家計支援を提案するとともに、保健センターや高齢者生活支援センターと連携し、健康面のフォロー、受診勧奨も行う。</p> <p>③福祉を高める運動などで民生委員児童委員へ働きかけ、同行支援や訪問相談対応などを積極的に行う。</p> <p>④地区福祉委員会で相談窓口の周知を行い、生活に悩みを抱える方に対し、相談窓口の周知をする。</p> <p>⑤世帯の中に支援を必要とする人が複数いるケースが増えている。関係機関と協力して世帯支援を実施する。</p>
地域での居場所・役割	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①新たな講師を迎え、事例検討会で社会的孤立・ひきこもりの方への支援方法を検討する。</p> <p>②CRAFT（ひきこもっている本人の家族に働きかけることによって、本人が治療の場所まで出て来られるようにサポートする認知行動療法プログラム）研修会を企画開催する。</p> <p>③ひきこもり地域支援センターと協働で出張居場所を開催する。</p> <p>④自立相談支援事業を中心に、社会的孤立の方への支援として、就労準備支援、日常生活自立支援、就労支援、家計改善支援を一体的に提供できるような仕組みを検討する。</p> <p>⑤就労準備支援事業と協働で、協力企業・事業所の開拓に取り組む。</p> <p>⑥ひだまりの会を継続的に開催し、親の会として情報共有や勉強会などに取り組む。ひきこもり支援センターと協力できる体制をつくる。</p> <p>⑦地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関と連携し、新たな居場所づくりや既存の居場所事業の情報収集を行い、相談者に提供する。</p> <p>【課題】</p> <p>①社会的孤立支援は、本人からの相談ではなく家族からの相談が多く、家族の思いから支援がスタートするが、短期間では本人・家族に変化があることがないため、変化を望む家族の思いとずれ違うことがある。そのため、家族ケアを継続しながら伴走支援を行っていく必要がある。</p> <p>②社会的に孤立して、ひきこもり状態にある方が生活困窮者自立支援制度を利用後、生活保護受給となった場合、直ちに就労することは難しく、生活保護受給者も就労準備支援事業の利用ができるような仕組みを検討していく。</p>	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①社会的孤立の方への支援として、ひきこもり支援センターと協働し、出張居場所を開催した。</p> <p>②事例検討会で社会的孤立・ひきこもりの方への支援方法を検討した。</p> <p>③親の会として情報共有や勉強会などに取り組む「ひだまりの会」を継続的に開催することで、ひきこもりの状態像が違う参加者が意見交換することができた。</p> <p>④新たな居場所として、相談者へボランティア活動の紹介を行うため、地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関と連携することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>①社会的孤立支援は、本人からの相談ではなく家族からの相談が多く、家族の思いから支援がスタートするが、短期間では本人・家族に変化があることがないため、変化を望む家族の思いとずれ違うことがある。そのため、家族ケアを継続しながら伴走支援を行っていく必要がある。</p> <p>②社会的に孤立して、ひきこもり状態にある方が生活困窮者自立支援制度を利用後、生活保護受給となった場合、直ちに就労することは難しく、生活保護受給者も就労準備支援事業の利用ができるような仕組みを検討していく。</p>	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①社会的孤立の方への支援として、ひきこもり支援センターと協働し、出張居場所を開催した。</p> <p>②事例検討会で社会的孤立・ひきこもりの方への支援方法を検討した。</p> <p>③親の会として情報共有や勉強会などに取り組む「ひだまりの会」を継続的に開催することで、ひきこもりの状態像が違う参加者が意見交換することができた。</p> <p>④新たな居場所として、相談者へボランティア活動の紹介を行うため、地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関と連携することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>①社会的孤立支援は、本人からの相談ではなく家族からの相談が多く、家族の思いから支援がスタートするが、短期間では本人・家族に変化があることがないため、変化を望む家族の思いとずれ違うことがある。そのため、家族ケアを継続しながら伴走支援を行っていく必要がある。</p> <p>②社会的に孤立して、ひきこもり状態にある方が生活困窮者自立支援制度を利用後、生活保護受給となった場合、直ちに就労することは難しく、生活保護受給者も就労準備支援事業の利用ができるような仕組みを検討していく。</p>	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①社会的孤立の方への支援として、ひきこもり支援センターと協働し、出張居場所を開催した。</p> <p>②事例検討会で社会的孤立・ひきこもりの方への支援方法を検討した。</p> <p>③親の会として情報共有や勉強会などに取り組む「ひだまりの会」を継続的に開催することで、ひきこもりの状態像が違う参加者が意見交換することができた。</p> <p>④新たな居場所として、相談者へボランティア活動の紹介を行うため、地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関と連携することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>①社会的孤立支援は、本人からの相談ではなく家族からの相談が多く、家族の思いから支援がスタートするが、短期間では本人・家族に変化があることがないため、変化を望む家族の思いとずれ違うことがある。そのため、家族ケアを継続しながら伴走支援を行っていく必要がある。</p> <p>②社会的に孤立して、ひきこもり状態にある方が生活困窮者自立支援制度を利用後、生活保護受給となった場合、直ちに就労することは難しく、生活保護受給者も就労準備支援事業の利用ができるような仕組みを検討していく。</p>	<p>令和5年度の実績</p> <p>【実績・成果】</p> <p>①社会的孤立の方への支援として、ひきこもり支援センターと協働し、出張居場所を開催した。</p> <p>②事例検討会で社会的孤立・ひきこもりの方への支援方法を検討した。</p> <p>③親の会として情報共有や勉強会などに取り組む「ひだまりの会」を継続的に開催することで、ひきこもりの状態像が違う参加者が意見交換することができた。</p> <p>④新たな居場所として、相談者へボランティア活動の紹介を行うため、地域福祉部門やボランティア活動センターなどの関係機関と連携することができた。</p> <p>【課題】</p> <p>①社会的孤立支援は、本人からの相談ではなく家族からの相談が多く、家族の思いから支援がスタートするが、短期間では本人・家族に変化があることがないため、変化を望む家族の思いとずれ違うことがある。そのため、家族ケアを継続しながら伴走支援を行っていく必要がある。</p> <p>②社会的に孤立して、ひきこもり状態にある方が生活困窮者自立支援制度を利用後、生活保護受給となった場合、直ちに就労することは難しく、生活保護受給者も就労準備支援事業の利用ができるような仕組みを検討していく。</p>

項目	令和5年度の実績	令和5年度の実績	令和6年度の実績	令和6年度の進捗（7月末時点）
就労支援	<p>①就労条件のこだわりが多いため求職先が見つかりにくく、求職活動が困難な状態にあり、就職に結びつかない人へは、丁寧な就労アセスメントが必要であり、ハローワーク支援員との連携によりアセスメントを共有し、本人支援に取り組む。</p> <p>②障がいの疑いがある人の多くは、転職を繰り返す傾向にあると思われる。障がい受容がなくてもスモールステップで就労支援を提供する。</p> <p>③所持金が極端に少ないケースの場合、一時的に生活保護受給をしたのち、求職活動することを勧めるが、納得しない人が多く、生活保護利用に結び付かないため、自立相談支援機関と生活保護課で就労支援を一体的に実施するなど、生活保護課と制度活用の在り方を事例検討などを通して検討する。</p>	<p>【実績・成果】</p> <p>①就労条件のこだわりの多さから求職先が見つかりにくく、就職に結びつかない方には、こだわる理由や現実との乖離など本人とともに考える時間を確保し、丁寧な就労アセスメントを行った。</p> <p>②コープこうべの協力のもと、保健福祉センターでの「めーむひろば」を就労体験の場として活用することで、3名が就労に結び付いた。</p> <p>【課題】</p> <p>①就労準備支援事業利用から始めた方が良い対象者であっても、経済状況が苦しい方は生活費を得ることを優先せざるを得なくなり、就労しても継続できない場合が多いため、支援方法について検討が必要。</p>	<p>①ハローワーク西宮との連携によりアセスメントを共有し、本人支援に取り組む。</p> <p>②障がいの疑いがある人の多くは、転職を繰り返す傾向にあると思われる。障がい受容がなくてもスモールステップで就労支援を提供する。</p> <p>③コープこうべの協力により、保健福祉センターにおいて、「めーむひろば」を就労体験の場として引き続き毎週実施します。</p> <p>④所持金が極端に少ないケースの場合、生活保護利用に結び付かない人もいるため、就労支援を一体的に実施するなど、生活保護課と制度活用の在り方を検討する必要がある。</p>	<p>①ハローワーク西宮と支援調整会議において、支援方針について共有した。また、本人がハローワーク西宮に始めていく場合、相談員が同行し顔合わせを行った。</p> <p>②めーむひろば就労体験を継続して実施。また、保健福祉センターを利用しているボランティアグループに事業内容を周知し、利用者を増やすことができた。</p>
他機関連携と多分野横断課題への取組	<p>①重層的支援体制整備事業の一環として、総合相談連絡会をリノベーションする。多機関協働支援会議を開催し、実際のケースを取り扱うことで仕組みづくりを進める。</p> <p>②包括的相談体制の構築のため、専門職向けの重層的支援体制整備事業研修会を開催する。また総合相談連絡会など専門職が集まる会議で、つなぎ方などを再度確認する。</p> <p>③多機関協働から参加支援を意識した支援展開をするため、問題は解決しているが継続的に関わり続けることで生活が安定し、精神状態が安定するケースにおいては多機関でのチーム支援が必要であり、そのことを関係者間で共有する。</p> <p>④断らない相談を展開するため、「自分の分野ではない相談内容」にどのように対応する必要があるのか多機関協働支援を検討する場面で協議する。</p>	<p>【実績・成果】</p> <p>①芦屋市社会福祉法人連絡協議会に参画している保育園と協力し、ピアノなどの学用品の提供を受け、経済的困窮世帯へお届けすることができた。</p> <p>②他機関と連携して生活相談会を開催した。</p> <p>③重層的支援体制整備事業の一環として総合相談連絡会のリノベーションに取り組み、専門職では対応が難しい社会参加支援についてケース検討を行った。ケースの検討を通して、参加支援の視点を共有することができた。</p> <p>④相談当初の課題は解決したもの、傾聴等の支援を通して関わり続けることにより、生活の安定や精神状態が安定するケースがあった。</p> <p>【課題】</p> <p>①低収入の高齢者、日本語理解が難しい外国人、ひきこもり状態の人、養育能力に不安がある家庭などが、今後、深刻な状態になる前に相談に結び付くように周知に取り組むとともに、多機関との連携によるチーム支援が必要である。</p>	<p>①引き続き重層的支援体制整備事業の一環として、総合相談連絡会をリノベーションする。多機関協働支援会議を開催し、「寂しい」ケースを取り扱うことで仕組みづくりを進める。</p> <p>②包括的相談体制の構築のため、専門職向けの重層的支援体制整備事業研修会を開催する。また総合相談連絡会など専門職が集まる会議で、制度利用に至らないケースの支援について検討する。</p> <p>③多機関協働から参加支援を意識した支援展開をするため、問題は解決しているが継続的に関わり続けることで生活が安定し、精神状態が安定するケースにおいては多機関でのチーム支援が必要であり、そのことを関係者間で共有する。</p>	<p>①毎月の総合相談連絡会において、制度では対応できない社会参加支援を必要とするケースについて、共有、意見交換を行った。</p> <p>②多機関協働支援会議を開催し、社会参加支援が必要な個別ケースについて協議した。</p>